**消防計画作成例についての注意点**

消防計画の中に定めておかなければならない内容については、消防法施行規則第３条に定められています。

　下記の消防計画作成例は、概ねそれらの内容を含んでいるものですが、あくまでも目安ですので、建物の規模、使用形態、使用実態に応じて修正等の上、作成して下さい。

　また、作成上で不明な点がありましたら、管轄の消防署までご相談下さい。

**消防計画**

（作成例）

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条第１項に基づき、防火対象物名（店舗名等）における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この計画は、防火対象物名（店舗名等）に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

（管理権原の範囲）

第３条　管理についての権原の範囲は次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 階 | 場　　　所 | 権　原　者 | |
| 職 | 氏　　名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（防火管理業務の委託について〔該当・非該当〕いずれかに をする。

第４条　防火管理業務を委託している場合は次のように定める。

1. 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

（２）受託者への報告

受託者は、受託した防火管理業務について、定期に防火管理者に報告する。

（３）防火管理業務の受託状況

　　　別添「防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。

（管理権原者及び防火管理者の業務と権限）

第５条　管理権原者は、最終的に防火管理責任があることをこの計画の中で明確にし、次の業務を行う。

（１）管理権原者は、　　防火対象物名（店舗名等）　　の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

（２）管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を

　　行わせなければならない。

（３）管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

（４）防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

２　防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

（１）消防計画の作成（変更）

（２）消火、通報、避難誘導などの訓練の実施

（３）火災予防上の自主検査の実施と監督

　　　次の項目を実施し、不備欠陥箇所がある場合は改修促進を図る。

　　ア　建物

　　イ　防火設備

　　ウ　避難施設

　　エ　電気設備

　　オ　危険物施設

　　カ　火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）

　　キ　消防用設備等・特殊消防用設備等

（４）防火対象物の法定点検の立会い（該当時）

（５）消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い（該当時）

（６）改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立

（７）火気の使用、取扱いの指導、監督

（８）収容人員の適正管理

（９）従業者等に対する防災教育の実施

（10）防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督

（11）管理権原者への提案や報告

（12）放火防止対策の推進

（13）その他

（火元責任者の指定）

第６条　火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を次のように定め任務分担を指定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 火元責任者 | 担　当　場　所 | 任　　　　　務 |
| （例）  消防　太郎 | （例）  １階事務所 | * 吸殻及び火気使用設備器具の管理 * 倉庫等の施錠確認 * 電気設備器具の安全確認 * 消火器等の管理 * 避難通路の確保 * 地震時の出火防止 * その他の火災予防上必要な事項等 |

（火災予防上の遵守事項）

第７条　火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認する。

（２）火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓をしておく。

（３）廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去を行う。

（４）灰皿、吸殻の後始末を完全にする。

（５）廊下、階段、通路、出入口等その他避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備を設け、又は物品を置かない。また、避難口等は、容易に解錠できるようにしておく。

（６）消防用設備等の周囲には、装飾等をしない。

（７）火災を発見した場合は、消防機関（１１９）に通報するとともに防火管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。

（８）喫煙は、指定した場所で行う。

（９）特殊消防用設備等は、設備等設置維持計画に基づき管理を行う。（該当時）

（自主検査及び法定点検）

第８条　建物等の自主検査は、（１）に基づき別に定める自主検査台帳により実施する。また、消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、（２）に基づき実施する。

（１）建物等の自主検査

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査対象 | 検査実施予定日（年　　回） | 検査員 |
| 建物 |  |  |
| 火気使用設備器具 |  |  |
| 消火設備 |  |  |
| 警報設備 |  |  |
| 避難設備 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（２）消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点 検 対 象 | 点 検 実 施 予 定 日 | | 点 検 員 |
| 機 器 点 検 | 総 合 点 検 |
| 消 火 器 |  |  | 氏名    又は    と点検保守契約を結び、点検、整備を実施する。 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 特殊消防用設備等 |  | |

（結果の記録及び報告）

第９条　点検、検査の結果は、「防火対象物維持台帳」に記録しておくとともに消防用設備等の点検結果については、 　 年に１回　特殊消防用設備等は、設備等設置維持計画に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告する。また、不備欠陥を認めたときは、早急にその是正を図る。

（自衛消防組織と任務分担）

第１０条　　防火対象物名　の自衛消防組織として、代表者又は防火管理者

　を隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を編成する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当区分 | 氏　　名 | 任　　　　務 |
| 自衛消防隊長 |  | ○　隊員を指揮し、避難誘導及び火災の拡大防止にあたるとともに火災の状況及び逃げ遅れ者の有無等について、消防隊に報告すること。 |
| 通報連絡係 |  | ○　消防機関への通報又はその確認を行うこと。  ○　あらゆるものを活用し、発災を知らせるとともに消防隊の誘導及び消防隊への情報の提供を行うこと。 |
| 初期消火係 |  | ○　消火器等を用いて初期消火活動を行うこと。 |
| 避難誘導係 |  | ○　非常口を開放するとともに避難誘導にあたること。  ○　避難終了後、人員を確認し、その結果を自衛消防隊長に連絡すること。 |
| 応急救護係 |  | ○　応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとる。  ○　負傷者の住所、氏名、搬送病院、電話番号、負傷程度等必要な事項を記録する。 |

（休日、夜間の防火管理体制）

第１１条　休日、夜間においては、在館者がいる場合と無人となる場合があるため、緊急連絡先を　管理権原者（代表者等）　と定め、次のように任務を行う。

（１）休日、夜間に在館者がいる場合

　　ア　休日、夜間の防火管理体制

　　　　休日、 夜間の勤務者は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

　　イ　休日、夜間における自衛消防活動

　　　　休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。

　　（ア）　通報連絡

　　　　　　火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに、関係者に速やかに連絡すること。

　　（イ）　初期消火

　　　　　　全員が協力して、消火器等の消火設備を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

　　（ウ）　避難誘導

　　　　　　工事、点検等のため入館者がある場合は、拡声器、放送機器、警報設備を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

　　（エ）　消防隊への情報提供等

　　　　　　消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

　　（オ）　その他

（２）休日、夜間に無人となる場合

　　　休日、夜間において無人となる場合は、消防機関又は警備会社からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

（震災予防措置）

第１２条　地震時の災害の発生を予防するため第６条から第９条に定めるほか、次のことを行うものとする。

（１）建物及び建物に付随する施設物（看板、窓枠等）に倒壊、転倒、落下物の防止措置

（２）火気使用設備器具等の転倒防止措置及び自動消火装置等の作動状況の検査

（３）危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止の措置

２　防火管理者及び各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても、地震後建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、その安全性を確認すること。

（地震時の活動）

第１３条　地震時の活動は、第１０条に準じて行うほか次によるものとする。

（１）防火管理者は、火元責任者等を指揮し、火気使用設備器具からの出火防止措置を行うこと。

（２）避難は、防災機関からの避難命令又は防火管理者の判断により開始する。

（３）避難場所は　（例）駐車場　　とし、集結場所は（例）小学校　　とする。

（防災教育及び訓練）

第１４条　防火管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | | 実　施　月　日 | | 備　　考 |
| 基礎訓練  部分訓練 | 消火訓練 | 月　　日 | 月　　日 |  |
| 通報訓練 | 月　　日 | 月　　日 |
| 避難訓練 | 月　　日 | 月　　日 |
| 総合訓練及び防災教育 | | 月　　日 | 月　　日 |
| 震 災 訓 練 | | 上記の各種訓練に準じて行うほか、関係機関が行う訓練に積極的に参加する。 | | |

２　防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合には、「自衛消防訓練通知書」により、あらかじめ、消防署へ通知するものとする。（ただし、特定防火対象物に

　限る。）

**避 難 経 路 図**

|  |
| --- |
| 1階  玄関  非常口  （記載例）  （２方向避難の確保） |

別添　　　　**防火管理業務の一部委託状況表**　（平成　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 防火対象物名称 | | | |  | | | | | 再受託者の有無 |
| 管理権原者氏名 | | | |  | | | | | □　無し  □　一部有り  □　全部 |
| 防火管理者氏名 | | | |  | | | | |
| 受託者の氏名及び住所等  　　　（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地） | | | | | | | |  | |
| 受託者が再委託する場合記入 | |
| 氏　　名（名　称）  　住　　所（所在地）  電　話　番　号  担当事務所  電　話　番　号  〔 教育担当者  　 講習修了者氏名 〕  〔講習修了証番号〕  〔教育計画〕 | | | | |  | | |  | |
| 受 託 者 の 行 う 防 火 管 理 業 務 の 範 囲 及 び 方 法 | 常　駐　方　式 | 範　　　囲 | □　火気使用箇所の点検監視業務  □　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理  □　火災が発生した場合の初動措置  　□初期消火　　□通報連絡　　□避難誘導  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）  □　周囲の可燃物の管理  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | □　同左  □　同左  □　同左  □初期消火　□通報連絡  □避難誘導　□その他（　　）  □　同左  □　その他（　　　　　　） | |
| 方　　法 | 常駐場所  常駐人員  委託する防火対象物の範囲  委託する時間帯 | | |  | |  | |
| 巡　回　方　式 | 範　　囲 | □　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務  □　火災が発生した場合の初動措置  　□初期消火　　□通報連絡　　□その他（　　　）  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | □　同左  □　同左  □初期消火　□通報連絡  　□その他（　　　　　　）  □　その他（　　　　　　） | |
| 方　　法 | 巡回回数  巡回人員  委託する防火対象物の区域  委託する時間帯 | | |  | |  | |
| 遠　隔　移　報　方　式 | 範　　囲 | □　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務  □　火災が発生した場合の初動措置  □初期消火　　□通報連絡　　□その他（　　　）  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | □　同左  □　同左  □初期消火　□通報連絡  　□その他（　　　　　　）  □　その他（　　　　　　） | |
| 方　　法 | 現場確認要員の待機場所  到着所要時間  委託する防火対象物の区域  委託する時間帯 | | | |  |  | |

(備考)「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付すこと。

**（消防計画　第８条関係）**

**自主検査台帳**

**（その１　防火管理等）**

**自主点検票**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理権原者 | | 防火管理者 | | 点検者 |  |  |  | | |
|  | |  | |  |  | 棟名称 |  | | |
|  | 点検日 | 年　　　月　　　日 | | |
| 項目 | | | 点検内容 | | | | | 結果 | 備考 |
| 防火管理等（建築物・その他） | 避難施設の管理 | | ①　避難口、廊下、通路、階段、バルコニー、安全区画、排煙、防煙区画、排煙設備、非常用照明等（以下「避難設備等」という。）には、避難の障害となる設備を設け、又は物品等を置いていないか。 | | | | |  |  |
| ②　避難設備等の機能に異常はないか。 | | | | |  |  |
| ③　避難施設等の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持されているか。 | | | | |  |  |
| ④　旅館、ホテル等の客室には、見やすい箇所に避難経路図が掲示されているか。 | | | | |  |  |
| 防火上の構造の  管理 | | ①　防火区画、防火設備（防火戸、ドレンチャー、防火ダンパー等）の直近には閉鎖又は、作動の障害となるくさび及び物品等を置いていないか。 | | | | |  |  |
| ②　防火区画の防火設備に近接して可燃物等を置いていないか。 | | | | |  |  |
| ③　建物の構造又は内装に変更はないか。 | | | | |  |  |
| 定員の  遵守・収容人員の管理 | | ①　収容可能人員を超えて収容していないか。 | | | | |  |  |
| ②　消防計画に従い避難経路の確保、放送や掲示板等による案内等が行われているか。 | | | | |  |  |
| ③　劇場等において、定められている定員が遵守されているか。 | | | | |  |  |
| ④　劇場等において、定員が記載されている表示板が設けられているか。  　　また、定員に達したときは、直ちに満員札を掲げているか。 | | | | |  |  |
| 防火上必要な教育の状況 | | 消防計画に従い防火上必要な教育を実施しているか。 | | | | |  |  |
| 消防訓練の状況 | | 消火・通報・避難訓練を定期に実施及び報告をしているか。 | | | | |  |  |
| 放火防止 | | ①　巡回・監視を行っているか。 | | | | |  |  |
| ②　建物周囲に燃えやすいものを放置していないか。 | | | | |  |  |
| その他 | | ①　消防計画の内容が事業所の実態にあっているか。 | | | | |  |  |
| ②　工事中には消防計画を定め、火気等の使用の際には立ち会っているか。 | | | | |  |  |
| ③　従業員等は、自衛消防隊としての任務を周知しており、担当する任務や設備の操作要領を知っているか。  **※**操作要領は、従業員等に対し質問又は消防設備を取り扱わせて確認すること。 | | | | |  |  |
| ④　カーテン、じゅうたん等は、防炎物品を使用しているか。  　　また、防炎物品に防炎性能を示す防炎表示が付されているか。 | | | | |  |  |

※　結果欄の記号　該当なし：＼　良：○　不良：×　改修済：

**（その２　火気、火気の使用制限、危険物施設）**

**自主点検票**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 点検内容 | 結果 | 備考 |
| 火気設備等 | 火気管理 | ①　火気使用設備・器具（以下「設備等」という。）に応じて正しく使用しているか。 |  |  |
| ②　火気の使用中は、その場を離れないで監視を行っているか。 |  |  |
| ③　使用後において、火元責任者等によるガス栓等の閉鎖の確認を行っているか。 |  |  |
| ④　防火管理者等は、火元責任者、宿直者、警備員等から火気管理について報告を受け、適切な指示をしているか。 |  |  |
| ⑤　設備等の周囲は、常に、整理及び清掃され、燃料その他の可燃物は放置されていないか。 |  |  |
| ⑥　設備及び付属設備について、点検、整備が行われているか。  　※　液体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものの点検及び整備　　　　　　　を必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定する者に行わせること。 |  |  |
| ⑦　使用燃料以外の燃料は使用していないか。 |  |  |
| ⑧　厨房設備の排気ダクト及び天蓋は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の性能を有する不燃材料で造られているか。 |  |  |
| ⑨　厨房設備の排気ダクトは、直接外気に通ずるものとし、他の用途のダクト等と共用又は接続しないこと。 |  |  |
| ⑩　厨房設備には、グリスフィルター及びダンパー等が設置され、定期に清掃しているか。 |  |  |
| ⑪　設備等、排気筒、ダクトの周囲に燃えやすい材料が使用されていないか。 |  |  |
| ⑫　設備等、排気筒、ダクトに破損、亀裂、腐食等はないか。 |  |  |
| ⑬　設備等には、対震安全装置や過熱防止装置等の安全装置の未設置、撤去、破損作動不良はないか。 |  |  |
| 電気設備(変電・蓄電・発電設備等）の管理 | ①　電気主任技術者等によって点検、整備をし、その結果を記録保存しているか。 |  |  |
| ②　点検、検査等の結果、不備事項について改修しているか。 |  |  |
| ③　電気設備の周囲は、常に、整理及び清掃され、燃料その他の可燃物は放置されていないか。 |  |  |
| ④　定格電流の範囲内で使用しているか。 |  |  |
| ⑤　種別ごとの電気設備である旨を表示した標識が設けられているか。 |  |  |
| 火の使用制限 | 禁止行為  (喫煙・裸火の使用・危険物等の持込禁止）の  管理 | ①　喫煙場所及び禁煙場所を定め、それが守られているか。  　　※　劇場等の喫煙所は、階ごとに設けられているか。 |  |  |
| ②　定期的に灰皿等から吸い殻を集め、水に浸して処理しているか。 |  |  |
| ③　禁止行為の旨を表示した標識が設けられているか。 |  |  |
| ④　指定された場所において、禁止行為が守られているか。 |  |  |
| 危険物施設の管理 | | ①　貯蔵、取扱いにあたって危険物取扱者が立ち会っているか。 |  |  |
| ②　許可を受けた数量以上又は品名以外の危険物を取り扱っていないか。 |  |  |
| ③　予防規程の内容が施設の実態にあっており、防火訓練や教育をしているか。 |  |  |
| ④　施設内にみだりに可燃物を放置していないか。 |  |  |

※　結果欄の記号　該当なし：＼　良：○　不良：×　改修済：

**（その３　消火設備）**

**自主点検票**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 点検内容 | 結果 | 備考 |
| 消火設備 | 消火器 | ①　階ごとに適正な位置に設置されているか。 |  |  |
| ②　変形、破損、腐食等の異常はないか。 |  |  |
| ③　標識は正しく設置され、破損していないか。 |  |  |
| 屋内  屋外  消火栓設備 | ①　ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか。 |  |  |
| ②　表示灯は点灯し、離れた場所から容易に確認できるか。 |  |  |
| ③　扉の開閉及び操作を妨げる物品等を置いていないか。 |  |  |
| ④　ポンプ室は整理されているか。 |  |  |
| ⑤　ポンプ室のバルブ類は適正な開閉状態になっているか。 |  |  |
| スプリンクラー設備  泡消火設備 | ①　ヘッドの周囲に散水の障害となる物が設けられていないか。 |  |  |
| ②　ヘッドの変形、腐食、漏水箇所はないか。 |  |  |
| ③　間仕切りの変更等によるヘッドの未警戒部分はないか。 |  |  |
| ④　制御弁の標識は正しく設置され、破損していないか。 |  |  |
| ⑤　圧力計の指示圧力は適正か（制御弁室、ポンプ室の圧力タンク）。 |  |  |
| ⑥　ポンプ室のバルブ類は適正な開閉状態になっているか。 |  |  |
| 不活性ガスハロゲン化物  粉末  消火設備 | ①　ヘッドの変形、破損はないか。 |  |  |
| ②　起動装置の周囲に操作の支障となる障害物を置いてないか。 |  |  |
| ③　ボンベ室は、漏水、異常高温となっていないか。 |  |  |
| ④　操作等の説明を記載した標識はついているか。 |  |  |
| 動力消防  ポンプ  設備 | ①　ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか。 |  |  |
| ②　燃料は不足していないか。 |  |  |
| 1. 動力ポンプは正常に作動できる状態となっているか。 |  |  |
| パッケージ型消火設備 | ①　ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか。 |  |  |
| ②　圧力調整器、加圧用ガス容器、消火薬剤貯蔵容器に異常はないか。 |  |  |
| ③　表示灯は点灯し、離れた場所から容易に確認できるか。 |  |  |
| ④　扉の開閉及び操作を妨げる物品等を置いていないか。 |  |  |

※　結果欄の記号　該当なし：＼　良：○　不良：×　改修済：

**（その４　警報設備）**

**自主点検票**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 点検内容 | 結果 | 備考 |
| 警報設備 | 自動火災  報知設備 | ①　感知器の変形、破損はないか。 |  |  |
| ②　間仕切り変更等による感知器の未警戒部分はないか。 |  |  |
| ③　発信機（押しボタン）の周囲には障害物を置いていないか。 |  |  |
| ④　表示灯は点灯しており、離れた場所から容易に確認できるか。 |  |  |
| ⑤　受信機の電源は正常に供給されているか。 |  |  |
| ⑥　受信機のスイッチは正常な位置にあるか。 |  |  |
| ⑦　非常ベルは停止状態になっていないか。 |  |  |
| ⑧　警戒区域図は受信機の付近に設置されているか。 |  |  |
| 非常ベル  自動式  サイレン  非常放送  設備 | ①　非常ベル又は非常放送の音量は十分か。 |  |  |
| ②　電源は正常に供給されているか。 |  |  |
| ③　放送設備の階の選択及び一斉放送の操作機能は正常か。 |  |  |
| ④　非常ベル又は非常放送用のスピーカーの変形、脱落はないか。 |  |  |
| ガス漏れ  火災警報  設備 | ①　検知器、中継器の変形、破損はないか。 |  |  |
| ②　受信機の電源は正常に供給されているか。 |  |  |
| ③　受信機のスイッチは正常な位置にあるか。 |  |  |
| ④　表示灯は正常に点灯するか。 |  |  |
| ⑤　警戒区域図は受信機の付近に設置されているか。 |  |  |
| 漏電火災  警報器 | ①　変流器に変形、破損はないか。 |  |  |
| ②　受信機の電源は正常に供給されているか。 |  |  |
| ③　受信機のスイッチは正常な位置にあるか。 |  |  |
| 火災通報  装置 | ①　本体の変形、損傷、著しい腐食等はないか。 |  |  |
| ②　本体の前面には、操作等に必要な空間が保有してあるか。 |  |  |
| ③　本体の電源は正常に供給されているか。 |  |  |
| ④　録音されているメッセージ（名称、電話番号、住所）に変更はないか。 |  |  |

※　結果欄の記号　該当なし：＼　良：○　不良：×　改修済：

**（その５　避難設備）**

**自主点検票**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 点検内容 | 結果 | 備考 |
| 避難設備 | 避難器具 | ①　器具の周囲に操作の障害となる物品等を置いていないか。 |  |  |
| ②　降下空間の途中に降下の障害となる看板、エアコン屋外機等を置いていないか。 |  |  |
| ③　降下場所の周囲に避難路が確保されているか。 |  |  |
| ④　器具の取付け場所の窓等は、容易に開放できるか。 |  |  |
| ⑤　器具である旨及び操作等の取扱いを記載した標識板はついているか。 |  |  |
| ⑥　器具及び器具の固定金具の腐食、破損はないか。 |  |  |
| 誘導灯 | ①　表示パネルの表面は汚れがなく、破損や脱落はないか。 |  |  |
| ②　蛍光灯が点灯しているか。 |  |  |
| ③　非常電源による点灯は、正常か。 |  |  |
| ④　装備品等の取付けのため見えにくくなっていないか。 |  |  |
| ⑤　室内の改装等により設置位置が不適当になっていないか。 |  |  |
| 誘導標識 | ①　標識の破損や脱落はないか。 |  |  |
| ②　装備品等の取付けのため見えにくくなっていないか。 |  |  |

※　結果欄の記号　該当なし：＼　良：○　不良：×　改修済：

**（その６　消火活動上必要な施設、その他）**

**自主点検票**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 点検内容 | 結果 | 備考 |
| 消火活動上必要な施設 | 排煙設備 | ①　可動垂れ壁の作動障害はないか。 |  |  |
| ②　排煙口の近くに排煙の妨げとなる物品等の障害物はないか。 |  |  |
| ③　手動操作箱や装置に変形や破損はないか。 |  |  |
| ④　制御盤の電源は、正常に供給されているか。 |  |  |
| 連結散水設備 | ①　ヘッドの周囲の散水の障害となるものが設けられていないか。 |  |  |
| ②　ヘッドの変形、腐食、漏水等はないか。 |  |  |
| ③　送水口バルブの開閉は、表示のとおりとなっているか。 |  |  |
| ④　送水口付近に消防隊の活動の障害となる物品等は置いていないか。 |  |  |
| ⑤　送水口付近に放水区域図が取り付けてあるか。 |  |  |
| 連結送水管 | ①　各放水口に漏水等の異常がなく、送水口箱、扉に変形等はないか。 |  |  |
| ②　放水口箱の周囲に扉の開閉を妨げる物品等は置いていないか。 |  |  |
| ③　放水口付近に取り付けてある標識板の破損はないか。 |  |  |
| ④　放水口箱内にホースやノズルが備え付けられ、腐食や変形等はないか。（放水用器具格納箱） |  |  |
| 非常コンセント設備 | ①　保護箱付近に消防隊の活動の障害となる物品等は置いていないか。 |  |  |
| ②　正常に電源が供給され、保護箱、扉等に変形等はないか。 |  |  |
| ③　表示灯は点灯しており、離れた場所から容易に確認できるか。 |  |  |
| 無線通信補助設備 | ①　保護箱付近に消防隊の活動の障害となる物品等は置いていないか。 |  |  |
| ②　正常に電源が供給され、保護箱、扉等に変形等はないか。 |  |  |
| ③　接続端子に変形、破損等はないか。 |  |  |
| その他 | 消防用水 | ①　消防用水や採水口の周囲に使用の障害となる物品等は置いていないか。 |  |  |
| ②　消防用水や採水口の直近に消防車が接近できるか。 |  |  |
| ③　水量は確保されているか。 |  |  |
| 消防隊  進入口 | ①　標識や表示灯が正常に取り付け又は点灯しているか。 |  |  |
| ②　進入口の周囲に障害となる物品等を置いていないか。 |  |  |
| ③　消防車の進入路が確保されているか。 |  |  |

※　結果欄の記号　該当なし：＼　良：○　不良：×　改修済：

**（その７　少量危険物）**

**自主点検票**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 点検内容 | 結果 | 備考 |
| 貯蔵又は取扱い | 共通 | ①　指定数量以上の危険物が貯蔵又は取扱いされていないか。 |  |  |
| ②　みだりに空箱その他不必要な物件を置いていないか。 |  |  |
| 屋外 | ①　容器等の種類、危険物の数量に応じた空地を保有しているか。 |  |  |
| ②　流出を防止するための措置は適正に維持管理されているか。 |  |  |
| 屋内 | ①　建物の構造等に変更はないか。 |  |  |
| ②　採光、照明及び換気は適正に行われているか。 |  |  |
| 火気の使用 | | みだりに火気を使用していないか。 |  |  |
| 標識・掲示板 | | ①　貯蔵又は取扱う危険物の品名、数量等が正しく記載されているか。 |  |  |
| ②　正しく設置され、破損していないか。 |  |  |
| 容器 | | ①　貯蔵又は取扱う容器に破損、腐食、さけめ等はないか。 |  |  |
| ②　貯蔵又は取扱う容器が容易に転倒、転落しないか。 |  |  |
| ③　危険物の性質に応じた容器を使用しているか。 |  |  |
| 機器・設備 | | ①　漏れ、あふれ又は飛散防止の措置は適正に維持管理されているか。 |  |  |
| ②　機器、計器類（温度計、圧力計等）が正常に機能しているか。 |  |  |
| ③　電気設備は、適正に維持管理されているか。 |  |  |
| タンク | | ①　タンクの固定について適正に維持管理されているか。 |  |  |
| ②　外面はさび止めの措置について適正に維持管理されているか。 |  |  |
| ③　通気管は適正に維持管理されているか。 |  |  |
| ④　危険物の量を表示する装置は正常に機能しているか。 |  |  |
| ⑤　流出を防止するための措置は適正に維持管理されているか。 |  |  |
| ⑥　注入口は適正に維持管理されているか。 |  |  |
| ⑦　安全装置は正常に維持管理されているか。 |  |  |
| 配管 | | ①　配管に著しい腐食及び損傷はないか。 |  |  |
| ②　外面はさび止めの措置について適正に維持管理されているか。 |  |  |
| 消火器 | | ①　適正な位置に設置されているか。 |  |  |
| ②　変形、破損、腐食等の異常はないか。 |  |  |
| ③　標識は正しく設置され、破損していないか。 |  |  |

※　地下タンクからの危険物の漏れは、漏洩検査管若しくは検知装置により確認すること。

※　結果欄の記号　該当なし：＼　良：○　不良：×　改修済：

**（その８　指定可燃物等）**

**自主点検票**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 点検内容 | 結果 | 備考 |
| 可燃性液体類等 | 貯蔵又は取扱い | ①　みだりに空箱その他の不必要な物件を置いていないか。 |  |  |
| ②　貯蔵又は取扱う周囲に必要な空地を保有しているか。 |  |  |
| ③　建物の構造等に変更はないか。 |  |  |
| 火気の使用 | みだりに火気を使用していないか。 |  |  |
| 標識  掲示板 | ①　貯蔵又は取扱う可燃性液体類等の品名、数量等が正しく記載されているか。 |  |  |
| ②　正しく設置され、破損していないか。 |  |  |
| 容器 | ①　貯蔵又は取扱う容器に破損、腐食、さけめ等はないか。 |  |  |
| ②　貯蔵又は取扱う容器が容易に転倒、転落しないか。 |  |  |
| ③　性質に応じた容器を使用しているか。 |  |  |
| 機器  設備 | ①　漏れ、あふれ又は飛散防止の措置は適正に維持管理されているか。 |  |  |
| ②　機器、計器類（温度計、圧力計等）が正常に機能しているか。 |  |  |
| タンク | ①　タンクの固定について適正に維持管理されているか。 |  |  |
| ②　外面はさび止めの措置について適正に維持管理されているか。 |  |  |
| ③　通気管は適正に維持管理されているか。 |  |  |
| ④　量を表示する装置は正常に機能しているか。 |  |  |
| ⑤　流出を防止するための措置は適正に維持管理されているか。 |  |  |
| ⑥　安全装置は正常に維持管理されているか。 |  |  |
| 配管 | ①　配管に著しい腐食及び損傷はないか。 |  |  |
| ②　外面はさび止めのための措置がとられているか。 |  |  |
| 綿花類等 | 貯蔵又は  取扱い | ①　みだりに空箱その他不必要な物件を置いていないか。 |  |  |
| ②　容易に荷崩れ、落下、転倒又は飛散しないような措置がとられているか。 |  |  |
| ③　建物の構造等に変更はないか。 |  |  |
| 火気の使用 | みだりに火気を使用していないか。 |  |  |
| 標識  掲示板 | ①　貯蔵又は取扱う綿花類等の品名、数量等が正しく記載されているか。 |  |  |
| ②　正しく設置され、破損していないか。 |  |  |
| 集積単位 | 一集積単位の面積に応じた集積単位相互間の距離が保たれているか。 |  |  |
| 共通 | 消火器 | ①　適正な位置に設置されているか。 |  |  |
| ②　変形、破損、腐食等の以上はないか。 |  |  |
| ③　標識は正しく設置され、破損していないか。 |  |  |

※　地下タンクからの危険物の漏れは、漏洩検査管若しくは検知装置により確認すること。

※　結果欄の記号　該当なし：＼　良：○　不良：×　改修済：